

## 水産庁における品確法等 「担い手3法」に関する取組

～水産庁直轄事業における取組や市町村事業支援制度～



まとのけんじ  
的野賢司\*

品確法等「担い手三法」の改正を踏まえて、水産庁においても働き方改革への取組を推進しており、水産庁直轄事業における現場の取組や市町村事業を支援していくための発注者支援機関認定制度について紹介する。

### 1. はじめに

過去から現在、そして未来へ脈々と続く公共事業。全国各地においてインフラ整備が執り行われており、近年では約6兆円の予算規模となっている。また、近年頻発する、地震・台風・豪雨等大規模災害からの復旧・復興、国土強靱化に資する事業が急務となっており、早急かつ高品質な効果を発現することが命題である。それらを実現するためには、高い技術力をもった受注者を適正に評価する必要があるとともに、それらを担う技術者の確保が重要である。

#### 1) 品確法の策定

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下、品確法という。)が、平成17年3月31日に議員立法により策定され運用を開始した。当時の背景として、公共工事の入札において、談合やダンピング等の問題が発生しており、技術力が低い者の落札が、公共工事の品質を低下させることを懸念したものである。

#### 2) 品確法の改正

品確法は、公共事業を取り巻く情勢の変化に対応すべく、これまで2度の改正がなされてきた。

まずは、ダンピング受注等への徹底的な対応と併せ、「担い手の中長期的な育成・確保」や、若手・女性技術者の育成及び確保の評価を重視し、品確法、建設業法及び入契法<sup>\*1</sup>を、「担い手3法」として平成26年6月に一体的に改正された。

その後、「相次ぐ災害時の緊急対応強化」や、「働

き方改革の促進」による建設業の労働環境改善等の新たな取組みが求められたところであり、これらを主な改正事項として、令和元年6月14日に、2度目の改正が行われた。特に担い手確保の観点より、「働き方改革の推進」は重要であり、水産庁においても、働き方改革を推進しており、水産庁直轄事業における現場の取組や市町村事業を支援していくための発注者支援機関認定制度について紹介する。

### 2. 水産庁直轄事業における取組み

四方を海に囲まれた我が国において水産業の成長は非常に重要な課題であり、水産業の成長産業化と水産資源の適切な管理の両立を目的とする「水産政策の改革について」を踏まえ、水産基盤整備等を着実に推進する必要がある。水産庁においては、漁港・漁場整備長期計画に基づき、水産物の輸出促進や大規模自然災害に備えた対応力強化等を目的として、漁港・漁場・漁村環境の整備を推進している。

#### 1) 水産庁直轄事業の実施

昨今、増加傾向にある世界の人口に対する水産物の供給量は頭打ち傾向であり、特に、我が国周辺水域の漁業生産量はピーク時より大きく減少している。

これを受け、水産庁は、平成19年において漁港・漁場整備法を改正し、排他的経済水域において、我が国の水産資源回復の促進を目的とした「フロンティア漁場整備事業」を創設し、水産庁直轄事業と

\*水産庁 漁港・漁場整備部 整備課 課長補佐

して、「日本海西部地区」「隠岐海峡地区」「対馬海峡地区」「大隅海峡地区」において漁場の整備を行っている。

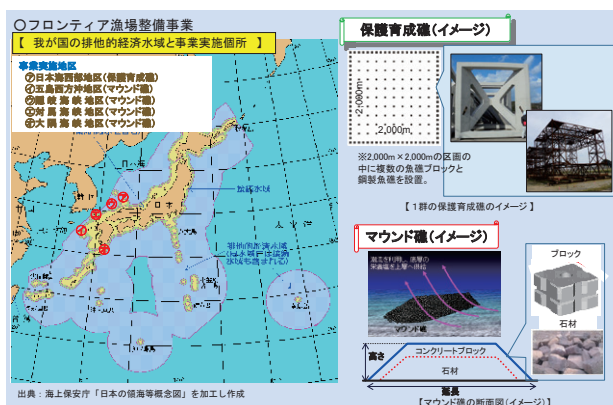


図-1 フロンティア漁場整備事業の概要

また、水産庁直轄事業としては初めてとなる取り組みとして、令和2年度から、沖縄県糸満漁港において、漁業取締船の基地港機能として必要な岸壁及び水域施設の整備を開始した。

## 2) 水産庁における働き方改革の推進

排他的経済水域にて実施するフロンティア漁場整備事業の施工現場の特性としては、通常の上陸工事と比較して沖合作業となるため、気象・海象条件が非常に厳しい環境となる。

この中でも、働き方改革を推進するために、以下の5項目を主に実践している。(1)(2)は「現場の担い手の労働環境への配慮」、(3)は「現場の実態に沿った適正な予定価格の設定等」、(4)は「若手・女性技術者の育成・確保に対する評価」について、最後に(5)として「受発注者間のやりとりの効率化」を紹介する。

### (1) 休日確保型工事の試行

4週8休以上の休日取得の実現を図るために、入札公告時に「休日確保の義務化」を明示した上で入札参加者を募る。なお、労務単価は1.05の補正を行うものとしている。これにより、直轄工事を担う受注者の休日確保を促進し労働環境が改善しつつある。

### (2) 任意着手制度の試行

適切な工期の設定を目的として、発注者自らの判断により工事着手できるものであり、これにより、余裕をもって建設資材や労働者確保等の準備期間を柔軟に設ける事が可能となることで、施工

時期の平準化が可能となり、受注者の負担が軽減されている。

### (3) 現場の実態に沿った適正な予定価格の設定等

積算と現場の乖離を解消するために、最新の実勢単価や見積もり等を採用することにより、より現場の実態に合った予定価格の設定が可能となった。また、不測の事態等により設計変更が必要となった場合の速やかな手続きを実施している。

### (4) 若手・女性技術者の育成・確保に対する評価

技術系若手・女性職員の正規雇用の促進や、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する認定の取得状況<sup>\*2</sup>について、総合評価落札方式の技術審査項目に取り入れて評価を実施することにより、次世代を担う若者等の確保に貢献している。

### (5) 受発注者間のやりとりの効率化

事業の施工現場は発注担当者所在地（水産庁本庁）から遠隔地にあることから、現場監督だけではなく、自然災害や事故発生時の現況確認を行う際に、ウェブカメラやインカムマイクを活用する事で、受発注者間のやりとりを効率化するとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止対策としても活用している。

## 3. 市町村支援制度の創設

補助事業等の発注者となる地方自治体における働き方改革にも資する取り組みとして、特に、担当職員不足に悩まされている市町村における「担い手不足の解消」に着目した制度創設について紹介する。

### 1) 市町村における担当職員の状況

全国の市町村における土木・建築部門の職員数は、公共事業の縮減等に伴って減少傾向が続いており、総務省地方制度調査会の資料（「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申（令和2年6月）」）をみても、体制の強化が求められている。漁港を管理者する402の市町村においても、その半数近くが、漁港漁場の整備や維持管理等に関する業務を1名の職員のみで担当している状況であり、技術系職員が0名または1名である市町村が、全体の約2/3となっている（平成31年1月・水産庁アンケートより）。

一方で、漁港漁場の整備や維持管理等に関する市町村の業務は多岐にわたるとともに技術的な専門知識が必要な業務が多い。このため、担当職員が不足する市町村では、当該業務を円滑に実施していくことが困難な状況にあり、支援を求める声が多く上がっていた。

## 2) 市町村支援への取り組み

このような状況を踏まえ、水産庁では、担当職員が不足し漁港漁場整備事業の実施体制が十分ではない市町村が、今後とも漁港漁場整備事業を適切に実施できるよう、令和元年度に3つの技術的な取組を行った。

### (1) 「漁港漁場整備事業の実務の手引き」の策定

初心者にも漁港漁場整備事業の実務の一連の流れ（計画、予算要求、事業申請、工事発注、管理等）が理解できる「漁港漁場整備事業の実務の手引き」を策定し全国の漁港管理者に配布した。

### (2) 漁港漁場整備に係る「よろず相談窓口」の開設

水産庁に漁港漁場整備に係る「よろず相談窓口」を開設し、関係機関とも連携して、悩みをかかえる市町村に対し、課題解決に向けた相談・助言を行う体制を整えた。令和2年4月以降、すでに、いくつかの相談を受けているところであり、現場での対応、積算の悩み、管理の課題など多様な相談に対し、少しでもお手伝いできるように、関係機関と連携して丁寧な回答に努めているところである。

### (3) 水産関係公共工事等発注者支援機関認定制度の導入

漁港漁場整備事業の発注者自らが発注関係事務を適切に実施することが困難な場合に備え、品確法第21条第4項に基づいて、その事務を行うことができる者を認定する「水産関係公共工事等発注者支援機関認定制度」（以下、認定制度という。）を導入したので、次に紹介する。

## 3) 発注者支援機関の認定

支援機関の認定に向けて、令和2年3月に、水産関係公共工事等（水産基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金等に係る公共工事及び調査等）を対象として、発注関係事務を適切かつ公正に行うために、「水産関係公共工事等発注者支援機関」（以下、支援機関という。）を認定する組織として「水産関係公共工事等発注者支援機関認定協議会」（以下、協議会

という。）を設置した。その中で、認定制度を制定し、発注関係事務のうち、特に技術的な専門知識が必要と考えられる「設計・積算」「技術審査」「監督」「検査」業務の補助を対象とした。支援機関に必要な要件は、発注関係事務の全国的に豊富な受注実績、技術士等の資格や経験を有する技術者の常時確保等である。その後、支援機関の応募を行い、協議会での審議を経て、7月30日に4者を支援機関と認定した。今回の「第一号認定」を契機に、今後、支援機関の活用を促進し、技術者が不足する市町村が行う発注関係事務が適正かつ円滑に執行されるものと考えている。

○水産関係公共工事等発注者支援機関認定協議会			
（目的） 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、品確法という。）及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」を適正に実施するため、水産関係公共工事等発注者支援機関認定協議会（以下、協議会という。）を設置する。			
（協議会の構成）			
委員長	学識経験者	八木 宏	防衛大学校 システム工学群 建設環境工学科 教授
委員	学識経験者	大森 文彦	東洋大学法学部 教授 弁護士
〃	行政（国）	水産庁 漁港漁場整備部 整備課長	
〃	行政（国）	国土交通省 北海道開発局 農業水産部 水産課長	
〃	行政（地方）	竹内 保志	青森県 農林水産部 漁港漁場整備課長
〃	行政（地方）	橋本 康史	長崎県 水産部 漁港漁場課長
（内容） 協議会は、品確法第21条第4項に基づき、水産関係公共工事等の発注者（国又は都道府県、市町村等の補助事業者）を支援するため、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価を行う。			
（事務局） 水産庁漁港漁場整備部整備課内に設置			

↓ 認定 ↓

○水産関係公共工事等発注者支援機関 （令和2年7月30日付認定）	
株式会社	センク21
株式会社	アルファ水エコンサルタンツ
一般財団法人	漁港漁場漁村総合研究所
一般社団法人	水産土木建設技術センター

図-2 協議会及び支援機関

## 4. 最後に

これまで紹介したとおり、「担い手の確保」に取り組むことは、高品質な公共事業の維持や、災害等緊急時における「地域の守り手」の確保等、非常に重要なことである。近年、受発注者ともに、限られた人員の中で今まで以上に高い水準の成果を求められる状況であるが、業務の簡素化やICTを活用した効率化等を図り、最適な環境で「担い手」が働くことができるように、水産庁としては、今後とも働き方改革の推進を引き続き推進し、公共事業全体の底上げに寄与するために尽力する所存である。

※1：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律  
 ※2：企業の、女性活躍推進法に基づく認定（えるばし認定等）、次世代法に基づく認定（くるみん等）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）に係る取得状況